

平成 19 年 11 月 21 日

東京都知事 石原 慎太郎 殿

特定非営利活動法人
日本フィリピンボランティア協会
会長 網代 正孝

改善命令を受けて
(法人運営の改善計画)

当協会は、平成 19 年 10 月 10 日に、東京都宛て弁明書を提出したが、本日、改善命令を受けたので、次のとおり改善措置を講ずる。

- 1．今後、フィリピン人ボランティア派遣事業は、定款第 5 条第 1 項に規定する事業として行わない。
- 2．今後、当協会が定款第 5 条第 1 項及び第 2 項に定める事業を実施するにあたっては、実施事業、その関連する活動内容及び関係法令について十分に調査、確認するとともに、適切な会計処理を行う。
- 3．実施事業の法令遵守体制の整備の為に次のことを行う。
 - (1)理事会に、法令遵守担当理事を置く。
 - (2)監事による法令遵守機能を強化する為に、次回の総会時に、法律の専門家を新たに監事に選ぶ。それまでの間、理事会の審議事項については、事前に法律の専門家に助言を仰ぐ。

以上

付記

当協会は、くすのきの郷の介護力が非常に優れているので、当協会のフィリピン人のスタッフをくすのきの郷にお願いをし、ボランティアとして体験学習をして頂いた。目的は、将来日本はフィリピンから多数の力を借りざるを得ず、そのための指導者養成として、日本の介護現場を知ってもらうためであり、又、介護に必要な教材など送り出しに必要な条件を作るためである。

当協会の実施してきた事業は、日本とフィリピンの将来の課題に対して先駆的に取り組んだものであり、NGO としての将来への課題挑戦への活動である。

なお、フィリピン人スタッフをくすのきの郷で育てて頂いたことに感謝している。